

長崎県社会保障推進協議会

発行責任者: 吉田共生

〒850-0056 長崎市恵美須町 2-3-2F 長崎県保険医協会気付

TEL 095-825-3829/FAX 095-825-3893

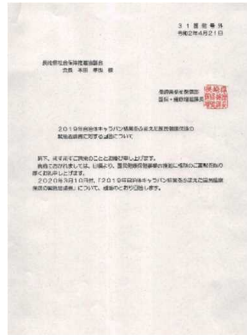
Eメール nagasaki-hok@doc-net.or.jp

2019 自治体キャラバン 緊急要請書への回答(長崎県)

今回は、国民健康保険制度に限って緊急要請を行いました(要請:3月10日・回答:4月21日)。

◆社会保障制度としての国民健康保険制度の拡充を

「法律に基づき、制度の安定化を図ります」という回答に留まっています。今後も、国民健康保険制度は社会保障制度であるということを何度でも確認していく必要があります。



◆保険料について

高すぎる保険料について、全国知事会要望の1兆円の公費投入など、さらなる財政支援の強化を国へ要請を、また子どもへの均等割の軽減措置を。

「今後も全国知事会等を通して国へ要望します」との回答でした。また「18歳未満の子どもの均等割の軽減措置についても国に対して他県とともに全国知事会を通して導入を求めている」とのことで、今後もしっかり確認、要望をしていくことが求められます。



拙速な一本化は行わないようにしてほしい。また県と市町での検討状況は？

「保険料水準の統一のためには、様々な課題の解決が必要であり、市町の意見を反映させた特別な仕組みが必要」としながらも、現時点においては具体的な方向性は決まっていないとの回答でした。医療資源の地域差や予防などの諸施策に違いがあり、十分な検討がされないままの一本化はあってはなりません。今後も、県と市町との検討状況など確認していくことが必要です。

◆法定外繰り入れに関して

低所得者に対する保険料軽減や高額医療費の共同事業などの財政負担額について。



2019年度予算の県の負担額は153億9,835万円(決算は未確定)、2020年度当初予算では151億円で、すべて一般財源による負担となっています。市町が独自に行っている法定外繰り入れについては、「自主性を尊重しつつ、計画的・段階的な解消・削減に取り組むこととしている」との回答であり、県から市町へは「繰り入れ解消」を求めていることがわかります。

◆短期被保険者証発行について

短期被保険者証の留め置きが231件あるが、県から市町への指導は？

「被保険者証、短期被保険者証、資格証明書のいずれかが被保険者の手元にある状態が通常」という認識で、一定期間が経過した場合は郵送するなどの対応が必要、今後も指導していくとの回答でした。

短期被保険者証の有効期限は最低「3か月」に。

「法令により市町が定めることとなっている」との回答で、それぞれの市町任せとなっています。

◆滞納・差押えについて

長崎県地方税回収機構による徴収委託は10自治体、法的根拠がない同機構は解散を。

「県と市町の税務職員が収入未済額の縮減のため、地方税法の規定に基づき適正な滞納整理に努めている」「租税負担の公平のために必要」との認識で「ご理解」を願っています。「地方税回収機構」は任意組織であり、民間に例えると催促を請け負う「債権回収会社」に該当する組織になります。厳しい取り立てがあった場合も、同機構は自治体組織ではないため、自治体に相談しても対応できません。

取り立てることが目的の同機構は解散し、「なぜ納められないのか」をしっかりと検討してもらう必要があります。



◆新型コロナウイルス感染症に関連して

感染症の拡大に伴い、国保制度の柔軟な運用と啓発、被保険者が安心・安全に受診できるように市町へ指導を。

留め置かれている短期被保険者証について「速やかに被保険者の手元へ届けるように周知を行った」との回答でした。また資格証明書発行世帯に対しては、2月28日に厚生労働省通知があり、短期被保険者証の交付を受けることなく3割負担で受診できるようになっており、「市町に対して通知を送付し、被保険者への周知を依頼した」との回答でした。

国保44条に基づく窓口一部負担金減免制度の周知とそれを利用できるように。

国保法44条に基づく一部負担金減免制度の活用の求めに対しては、「各市町で適切に対応するもの」として、状況をみながら市町に対し制度の周知を図るよう求めるとのことでしたが、2019年度の自治体キャラバンの回答でも、44条適用は一件もなく、感染症危機のこの局面においては、負担の減免は必須です。今後も「制度の周知」とどまらず「制度の活用」を求めて行く必要があります。



新型コロナウイルス感染症への対応を長崎市へ要請 いのちと生活をまもるために、タイムリーな対策を！！

資格証明書交付世帯への短期被保険者証の交付を要請 <長崎民医連>

国民健康保険料(税)を滞納することによって交付される「短期保険証」と「資格証明書」。「短期保険証」は数か月の期限付きですが、窓口負担は保険適応。「資格証明書」では窓口負担10割です。今回の新型コロナウイルス感染症の蔓延を受け、2月28日に厚生労働省は「資格証明書交付世帯も窓口負担は保険適応とするように」との通知を发出了。長崎民医連は、10割負担による受診控えも懸念されるとして「早急な制度の周知を」「資格証明書交付世帯へ短期保険証の交付を」との要請を、3月6日長崎市へ行いました。「短期証の発行については難しいが、早急に対象の世帯への連絡をしていきたい」との回答でした。

熊本市では、3月3日に資格証明書交付世帯491世帯すべてに短期保険証を交付しています。また、高知市、北見市などでも短期保険証の交付が行われています。長崎市の資格証明書交付世帯は100世帯



前後。資格証明書そのものの是非を含めて、これからも要請をしていく必要があります。

「被用者」に限らず国保加入者全員に傷病手当の支給を

<民商・民医連・健康友の会・国保連絡会>

3月10日内閣設置の「新型コロナウイルス感染症対策本部」から「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当を支給する市町村に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」という緊急対策が出されました。社保協では、かねてより「国保加入者に傷病手当金を」と要望してきました。この要望が実を結んだかのようなのですが、今回の緊急対策は「被用者」に限られています。そうではなく、加入者全体に対象を拡げてほしい、そして国の財政支援を自治体からも要請してほしいという主旨の要請を、4月24日行いました。要請を行ったのは、長崎民商、長崎民医連、長崎健康友の会、国保連絡会です。長崎市は、政府のこの緊急対策を受け、すでに市長専決処分「被用者」への対応ができるようになっています。対応してくれた国保課長からは、「対象を拡げるといっても、政府の雇用調整助成金や貸付制度などの活用を考えている」とのことでした。国保は加入者が多様であり、「バランスを考える必要がある」というようなことも何度か聞かれました。しかし、バランスをとることを優先するとスピードは鈍ります。今必要なのはスピード。命と生活をまもることが最優先です。



新型コロナウイルス感染症に負けないために
とにかく手洗い、そしてソーシャルディスタンス。もう一つ大事なことは「不安になりすぎないこと」
1日も早い終息を！！